

大北森林組合補助金不正受給等検証委員会報告後に 県が行った調査に関する検証結果がとりまとめられました

7 月 28 日の大北森林組合補助金不正受給等検証委員会の報告書において、調査継続中等としていた事業の調査結果について、コンプライアンス推進・フォローアップ委員会による検証結果がとりまとめられました。

1 検証委員会報告後に県が行った調査に関する検証結果（概要）

① 北安曇地事管内の大北森林組合以外の造林関係補助事業

7 月の報告書作成時点で「不適正の疑い」・「要確認」としていた 147 件の精査を行い、52 件（14 者：補助金額約 1 億 539 万円）を不適正な案件と確認。

[発生要因] (1) 大北ルールに基づく不用萌芽除去 5 件（補助金額約 484 万円）

(2) 県単独事業の流用 15 件（補助金額約 1,222 万円）

(3) (1)・(2)以外の要因 32 件（補助金額約 8,833 万円）…次表の 3 者

申請者	年度	件数	補助金額	不適正申請の主な発生要因
A	H20～23	18 件	6,087 万円	北安曇地方事務所林務課の指導を逸脱し下層木の伐採のみを行う整理伐を実施していたほか、実際の施業区域と異なる区域の申請を行うなど不適正な申請を継続的に実施
B	H20～22	12 件	2,676 万円	一部の申請について、請負者への誤った指示により未立木地等造林補助として申請すべきでない箇所を含んだ申請を実施
C	H20	2 件	70 万円	既設道の改修を開設として申請

② 北安曇地事管内の大北森林組合以外の森林づくり推進支援金（森林税活用事業）

市町村が、森林税財源を活用し、上記①の造林関係補助事業に対して嵩上げ補助を行っていたものが H22（小谷村）、H23（白馬村）に合計 2 件（補助金額約 14 万円）判明。

③ 佐久地事管内の森林整備地域活動支援事業

7 月の報告書とりまとめ後、佐久地方事務所にて緊急点検結果を確認し、補助金の交付対象とならない森林に交付されていたものが、H16～22 に 7 件（補助金額約 264 万円）判明。

※検証結果の本編については、下記ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/rinsei/press/happyou/15113001.html>

2 検証結果を踏まえた県の対応

① 補助金の返還請求の実施

不適正案件については、時効が成立していないものを優先し、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、返還請求を実施。

② 関係県職員の厳正な処分

不適正受給に関わった県職員の責任を明確にするため、職員処分の手続きを既に開始しており、7月の検証委員会報告に加え、今回の検証結果を踏まえ「職員分限懲戒審査会」での審査を経て、厳正な処分を実施

③ 再発防止に向けた取組の実施

大北森林組合の不適正受給等と同様の要因で発生していることから、10月27日に策定した「林務部コンプライアンス推進行動計画」に沿って、再発防止に向けた取組を実施。

しあわせ信州創造プラン（長野県総合5か年計画）推進中

◆◆「オール信州」宣言◆◆

私たちは「長野県人口定着・
確かな暮らし実現総合戦略」の
実現に取り組んでいます。

（検証結果に関すること）
林務部森林政策課
（課長）小田切昇（担当）長谷川健一
TEL 026-235-7261（直通）
026-232-0111（代表）内線3219
FAX 026-234-0330
E-mail rinsei@pref.nagano.lg.jp

（職員処分に関すること）
総務部人事課コンプライアンス推進室
（室長）宮下克彦（担当）清沢浩志
TEL 026-235-7031（直通）
026-232-0111（代表）内線2033
FAX 026-235-7395
E-mail compliance@pref.nagano.lg.jp